

～福島市『ピンチをチャンスに』プロジェクト第一弾～ 朝ドラ『おもてなし』ビジネスにこれから取り組んでみませんか？

～終息後を見据えた朝ドラおもてなしビジネス“MAX充実”大作戦～

全国の優秀な『フリーランス』の協力で、お土産・宿泊プラン・飲食メニューパッケージの開発や改良をお手伝いします!!

朝ドラが放送が3月30日から始まりますが、新型コロナウイルスの影響で、福島市でも運輸・宿泊・飲食・特産品製造販売事業者を中心に大変厳しい状況が続いていますが、終息は必ずやってきます。そして、終息後には、朝ドラをきっかけに、古閑裕而先生の故郷である福島市に多くの人々が必ず訪れることでしょう。『朝ドラ』は、間違いなく経営回復の大きな手段になります。

こういう時だからこそ、皆で力を合わせ、『朝ドラおもてなしビジネス』で、ピンチをチャンスに変えましょう!!

～事業者様に対する支援内容～

- ① 朝ドラ関連の商品・サービス・メニュー・POP・パッケージの開発や改良等を希望する市内事業者様に対して『全国の優秀なフリーランス』の協力を得て、直接又は遠隔で指導をします。
- ② 活動資金を提供します。(3万円/開発や改良費用に使用してください。)
- ③ プロジェクトがスムーズに進むように当会職員がサポートを行います。

支 援 対 象 活 動

- ① 朝ドラや古閑裕而氏に関連する宿泊商品やサービスの開発または改良
- ② 朝ドラや古閑裕而氏に関連する体験商品やツアーの開発または改良
- ③ 朝ドラや古閑裕而氏に関連する飲食メニューの開発または改良
- ④ 朝ドラや古閑裕而氏に関連する食品系お土産の開発または改良
- ⑤ 朝ドラや古閑裕而氏に関連する非食品系お土産の開発または改良
- ⑥ 朝ドラや古閑裕而氏に関連する運輸サービスの開発または改良
- ⑦ 朝ドラや古閑裕而氏に関連する商品パッケージや店内POPのデザイン考案
- ⑧ 朝ドラや古閑裕而氏に関連する商品やサービスのマーケティング戦略立案
- ⑨ 朝ドラや古閑裕而氏に関連する街なかツアーづくりやガイドテクニック習得
- ⑩ 朝ドラをきっかけにして全国から来訪するお客様に対する接客マナー習得

申 込 開始日

令和 2 年 3 月 2 7 日 (金)

F A X に て 受 付 開 始 !



- 【募集要項】 福島市観光コンベンション協会HPからダウンロードしてください。
- 【申込書】 福島市観光コンベンション協会HPからダウンロードしてください。
※『エール通信』配信事業者様にはメールで全データを送信します。
- 【指導費用】 無料(活動資金の提供あり)
- 【申込方法】 所定の申込書兼誓約書に必要事項を記載の上、FAXにてお申込み下さい
- 【申込締切】 4月15日(水)定員(40事業者)に達した時点で、募集を終了します。
- 【申込先】 福島市観光コンベンション協会(担当:吉田・ガラル・木戸・大野・金澤)

FAX: 024-563-5915 TEL: 024-563-5554

主催: 福島市・福島市観光コンベンション協会
協力: 朝ドラエールプロジェクト(福島市・福島商工会議所・同青年部・まちなか回遊事業実行委員会・福島市観光コンベンション協会等の担当者で構成)

『ピンチを“チャンス”に！』プロジェクト申込書兼誓約書

一般社団法人福島市観光コンベンション協会 殿

事業者名
住 所
電話番号
責任者名
担当者名

『ピンチを“チャンス”に！』プロジェクトに申し込みます。

指導者派遣対象活動番号
(①～⑩/チラシ表面参照)

～具体的な指導希望内容～

誓約事項

弊社は『ピンチを“チャンス”に！』プロジェクトへ申し込むにあたり、下記事項を遵守し、違反した場合は、募集要項で確認したペナルティーを受入れることを誓約します。

令和 2 年 月 日 署 名

1. 支援対象となる事業者について

- ① 中小企業基本法第2条に規定される事業者
- ② 福島市内に事業所がある事業者(公益法人やみなし法人を含む)
- ③ 市税に滞納がなく、過去5年間に重大な法令違反等がない事業者
- ④ 風営法に規定する風俗営業、またはこれらに類する事業等を行っていない事業者
- ⑤ 暴力団もしくは暴力団人と密接な関係を有する者でない事業者

2. 支援できない内容について

- ① 古関裕而氏又は朝ドラエールに関連していない商品やサービス
- ② 宗教的行事、政治活動等を想起させる商品やサービス
- ③ 第三者の利益を害する商品やサービス
- ④ 法令又は公序良俗に反する商品やサービス

3. 承認取り消しの条件について

以下に該当すると判断した場合は、承認を取り消す場合があります。

- ① 申請書と実態に著しい乖離が認められた時
- ② 申請書記載事項と異なる支援対象除外条件が認められた時
- ③ 本事業の趣旨、目的及び申請内容から逸脱する使用が認められた時
- ④ 成果物提出を、正当な理由なく拒否した時
- ⑤ 社会情勢の変化等の事由により事業継続が困難な時

※①～④について、支援費用の一部又は全部につき返還を求める場合があります。